

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

米 原 市 長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連 絡 先

米原市移住支援金交付申請書

年度米原市移住支援金の交付を受けたいので、米原市移住支援金交付要綱第5条の規定により  
関係書類を添えて申請します。

1 世帯種別	(1) 単身世帯 (2) 複数人世帯( 人世帯) うち、18歳未満の者の人数( 人)	
2 申請種別	(1) 一般就業要件該当者 (2) 専門人材就業要件該当者 (3) テレワーク就業要件該当者 (4) 関係人口要件該当者 (5) 起業要件該当者	
3 移住前の住所		
4 申請額	円	
5 移住する前の勤務先、勤務地および雇用期間 ※移住する前において東京圏内に住所を有し、東京都区部内の事業所において業務に従事していた場合は記入すること。		
雇用期間	勤務先事業所名	勤務地(勤務先事業所所在地)
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		

(裏面)

## 関係書類

- 1 就業証明書（様式第2号。米原市移住支援金交付要綱別表第2エ（関係人口要件該当者）およびオ（起業要件該当者）に該当する場合を除く。）
- 2 支援対象者（支援対象世帯員がある場合は、支援対象者および支援対象世帯員）の記載のある本市の住民票の写し
- 3 支援対象者（支援対象世帯員がある場合は、支援対象者および支援対象世帯員）の記載のある住民票の除票の写し等（米原市移住支援金交付要綱第3条第1号アの期間の住所が証明できるものに限る。）
- 4 移住支援金の振込先口座の通帳の写しまたはこれに準ずるもの
- 5 移住する前の勤務地、雇用期間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（米原市移住支援金交付要綱別表第1ア(イ)に該当する場合に限る。）
- 6 卒業証明書（米原市移住支援金交付要綱別表第1ア(ウ)に該当する場合に限る。）
- 7 滋賀県起業支援金または滋賀県ローカルベンチャー創出支援金の交付決定通知書の写し（米原市移住支援金交付要綱別表第2オ（起業要件該当者）に該当する場合に限る。）
- 8 誓約書兼同意書（様式第3号）
- 9 その他市長が必要と認める書類

米 原 市 長 様

【対象者の勤務先】

所 在 地

名 称

代 表 者 名

⑩

担 当 部 署 名

担 当 者

連 絡 先

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記対象者の就業状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 就業状況等

勤務先所在地			
勤務先電話番号			
申請種別	一般就業要件 該当者	専門人材就業要件 該当者	テレワーク就業要件 該当者
応募受付年月日	年 月 日	年 月 日	—
勤務開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上 の無期雇用	週20時間以上 の無期雇用	週20時間以上 の無期雇用
その他		・ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職	・ 自己の意思による移住（就業先からの命令がある場合を除く。）である

		<p>を前提とした就業でない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の区域内を生活の本拠として、移住をする前の業務を引き続き行う</li> <li>・移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施する</li> <li>・地域未来交付金（デジタル実装型）またはその前歴事業を活用した取組の中で、就業先から支援対象者に資金提供がされていない</li> </ul>
--	--	--------------------	---

3 確認事項（確認後レ点を記入してください。）

- 移住支援事業に関する事務のため、米原市の求めに応じて対象者の就業状況等の情報を、滋賀県および米原市に提供することについて、対象者の同意を得ています。

米 原 市 長 様

申請者 住 所  
氏 名

誓約書兼同意書

私は、米原市移住支援金の交付申請に当たり、米原市移住支援金交付要綱に定める趣旨等を理解した上で、申請します。

また、申請書記載事項に偽りなく、以下のことを誓約および同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 米原市移住支援金に関する報告および立入調査について、米原市から求められた場合は、これに応じます。
- (2) 以下の場合には、補助金の全部または一部を返還します。
  - ・虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から起算して3年を経過する前に本市外に転出した場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から起算して1年以内に就業先の法人を退職した場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に本市外に転出した場合：2分の1
  - ・その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合：全額または一部

2 同意事項

- (1) 市長が、移住支援金交付後5年間、申請者および支援対象世帯員の住民登録に関する事項を公簿により確認すること。
- (2) 市長が、申請者の就業先等の関係機関に対し、勤務状況等の必要な事項を調査すること。
- (3) 前2号のほか、市長が、申請者および支援対象世帯員について、移住支援金の交付決定に係る審査に必要な事項を調査すること。